

「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次)原案」への意見と県の考え方

※県民の皆様からの意見については、取りまとめの上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

	意見の概要	ページ	県の考え方
第1章 計画の基本的な考え方			
1	暴力を予防する為には何よりも幼児期からの家庭教育・学校教育が大切。道徳や倫理教育よりも「人権」「両性の平等」にもっとウェイトを置くべき。		県では発達段階に応じた人権教育や性教育を行っておりますが、DV防止につながるよう、今後も関係各課や教育機関との連携を継続して図っていきます。
2	全体的に性暴力に関する文言が少ないように思う。性暴力の定義づけなどの項目があっても良いと考える。性暴力を無くするためには性教育は必須。それも含めて人権教育が必要。		
3	<p>《SDGs ゴール5》について</p> <p>『すべての女性・女児に対するあらゆる形態の暴力を排除』だから、男性・男児は暴力にさらされても放っておけ。むしろ達成の為に徹底的に暴力を振るってやれ。』という思想には与しないほしい。</p> <p>SDGsというのは『集団の権利』を『人権の軸』とする為の理論ではない。無論『集団・属性を統制・支配する為の理論』ではない。『SDGsは法律で言えば何だかんだで個人法益の為の理論』という事を忘れてほしい。</p>	P6	ゴール5について、世界的には女性や子どもの人権が軽視されている国も多いことから設定されています。また、DV被害者の多くが女性であることから、本計画にも関連しているものと考えています。
第2章 計画の内容			
基本目標 I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進			
4	<p>【現状と課題】の5番目の○</p> <p>1文目は「性に関する情報」について触れているが、2文目は特に「性に関する情報」に限定する話では無い。DV防止・被害者支援を検討する際にわざわざ1文目を記載する意味が不明確であり1文目は削除すべきである。</p> <p>また、メディアという表現は広く捉えれば個人のSNSをも含む広い範囲を指し示す言葉であり、広く表現の配慮を求めていることは幅広い言論統制とも捉えられかねない。加えて、エンターテインメント表現において”実際に存在すれば人権的に問題のある表現”であったとしても、あくまでもそれはエンターテインメント表現であり、表現を行政により事実上制限されるべきではない。表現の自由の観点から2文目の前段も削除されるべきである。</p> <p>(同意見2件)</p>	P11	<p>ここで言う『性』については、性別、多様性等も含まれます。</p> <p>DV防止を啓発していくにあたっては、適切な性への理解は非常に重要であると考えています。</p> <p>表現の配慮については、メディア関係者へ言論を統制するものではありませんが、いただいた御意見を参考にし、修正します。</p> <p><修正箇所></p> <p>「メディア関係者に対しては」</p> <p>↓</p> <p>「情報発信をする際には」</p>
5	【現状と課題】の5つめの文章に「メディアからの様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。」とあるように、メディアの情報を読み解くためのメディアリテラシーを向上させる取組が学校教育においても求められるはずである。したがって、メディアリテラシーを向上させる取組について記載することが望ましい。	P11	P15『⑤メディアにおける女性や子どもの人権への配慮』にて、情報モラル教育の充実として記載しています。
6	企業を参入させる方法はないか。	P11	P14の③企業・団体等に対するDVへの理解の促進にもある通り、企業・団体等に向けて千葉県男女共同参画推進連携会議等を活用して協力を働きかけます。
7	【「女性に対する暴力をなくす運動」期間について】 「女性に対する」とった方が良いのではないか。	P12	11月25日が「女性に対する暴力撤廃国際日」と定められており、国が11月12日から25日までの期間を女性に対する暴力をなくす運動として主唱しています。内閣府へ御意見があったことを伝えさせていただきます。
8	<p>①DVの根絶に向けた啓発の充実</p> <p>○多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実</p> <p>大学生が相談窓口を知らないと答えていることから、東京都などが実施しているような、LINEを使った相談対応が必要であると思う。利用しやすさから見ても、若い人たちの使い勝手の良さを考え支援策を提供していったほうが良いと思う。</p>	P12	他自治体の事例等を参考にしながら、相談を希望する方々のニーズに合った相談体制が整備できるよう検討していきます。
9	<p>①DVの根絶に向けた啓発の充実</p> <p>○子育て家庭への暴力防止の啓発の推進</p> <p>パンフレットをどれだけの人が見ているのか疑問に感じる。</p> <p>乳幼児健診や就学時健診などの場で、例えば、「子どもの成長に不可欠なもの」と題して、マズローの欲求段階説をイラスト化し、教育的虐待や体罰やDVや児童虐待などが家庭で起きていると子どもの「安心感」が損なわれることになり、3・4・5段階の欲求を満たそうとすることも難しくなることなどを、アニメーション的な表現を使って表示することにより、少し目を止めてもらうことができるのではないかと思います。</p> <p>併せて「チャイルド・マルトリートメント」を知っていますか？というようなポスター(大きめなもの)を掲示しておくことも必要かと思う。</p>	P12	パンフレットの内容については、適宜内容を精査し、子育て家庭へ啓発していきます。いただいた御意見を参考にさせていただきます。

	意見の概要	ページ	県の考え方
10	①DVの根絶に向けた啓発の充実 ○DV防止セミナーの充実、○人権啓発の推進 この2つの施策を併せて実施する事が必要なのではないかと思います。	P13	DVは人権侵害であることを伝えられる内容とするともに、予防啓発の内容については、御意見を参考にさせていただきます。
11	①DVの根絶に向けた啓発の充実 ○加害者を生まないための対策 加害をしているほうは、多くが自分の行動に責任があるとは考えていないと思う。なぜなら、自分の態度行動言動に問題があったら、それは、相手の態度行動言動のせいにしていくから。自分の感情に自分で責任を持つということも理解できていないと思う。 そういうことを考えていくと、まずは、加害行為をしている人が相談窓口につながる事が大切になる。相談を聴く中で、リスクアセスメントとニーズアセスメントを併せて聞き取ることができれば、その人に必要なサポートができるのではないかと思います。 加害者プログラムについては、国の動向を注視し情報収集に努める、ということなので、国が何かの指針を示さなければ県として動くことができないのであれば、その前にできることを県が独自に動いてもいいのではないかと考える。(非暴力トレーニング)	P13	いただいた御意見につきましては、P27で記載しております「加害者対策検討作業部会」で検討させていただきます。
12	《『メディアにおける女性や子どもの人権への配慮』について》 『配慮するように指導』というのは憲法で禁止された『検閲』ではないか。 そもそも、メディアや創作物を取り締まっても女性の人権は向上しない。海外での事例からも読み取れる。 「学校等の教育で認識させるから大丈夫」と言うかもしれないが、残念ながらそういった物に描かれている、所謂『教科書的な表現』では気付かないとか『ここまでじゃないからうちは違うか』『こんな風じゃないからうちにはやっぱりDVは無いんだ。』と思わせてしまう事がある。 以上から、メディアに配慮の要請や指導をしないでほしい。	P15	御意見いただいた箇所の「指導」の対象となるのは学校に通う生徒になります。今後も学校現場から情報モラル教育の充実を図り、メディアリテラシーの向上を図っていきます。
13	「⑤メディアにおける女性や子どもの人権への配慮」についての意見 この基本計画では、女性ばかりでなく男性もDV被害者となることを指摘しており、P12「なお、DV被害は女性だけに限らないため、男性被害者に向けての働きかけも強化していきます。」など、男性の支援も必要であることを繰り返し強調している。にもかかわらず、教育庁の取組は「女性や子どもの人権」しか扱わないのであれば基本計画の方針と合致しない。なお、教育庁児童生徒課のホームページを見ると「様々な人権課題」として女性、子どものほかに多くの人権課題を掲げている。 「女性や子どもの人権へ配慮するように指導」との箇所は「女性や子どもをはじめとするさまざまな人権へ配慮するように指導」などと変更すべき。	P15	ご指摘いただいた箇所について修正させていただきます。 <修正箇所> 「メディアにおける女性や子どもの人権への配慮」 ↓ 「メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮」
14	《『デートDV』について》 高校や大学は義務教育ではない事を考えると、相談窓口に関しては小学生の頃から教えておくべき。	P17	当県では P18施策の内容①、②にも記載しておりますが、道徳教育などの中でDV等、人権侵害に当たる行為等について成長発達段階に応じた教育を行っています。 また、異性との交際を始め交友関係が広がる高校生に対してデートDVに関する啓発物を配布しております。
15	暴力を予防する為には何よりも幼児期からの家庭教育・学校教育が大切。道徳や倫理教育よりも「人権」「両性の平等」にもっとウェイトを置くべき。		学校では、児童生徒の発達段階に応じて、人権教育を、教育活動全体を通じて計画的に実施しています。また、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性についても、学習指導要領に基づき、指導を行っています。
16	■DV予防セミナーの実施校の拡大 224回 → 300回 5年間で県内すべての高校、大学、短大等を実施となっているが、高校は3年間で終了する人がほとんどであり、5年間では一度も受講することがないまま卒業する人もあることになる。在学中に一度は聞けるように、3年間で県内すべての学校で実施するようにしてほしい。 (同意見1件)	P18	DV予防セミナーの実施については、各学校の判断となります。そのため、一律にセミナーを在学中に1回実施すると記載することは難しい状況です。 今計画では、今までセミナーを開催していない学校へ積極的に働きかけていくことにより、セミナーの回数を従来より拡大し、5年間で県内全ての高校等で実施することを目指しています。

	意見の概要	ページ	県の考え方
	基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実		
17	○男性のための総合相談の実施 なぜ加害者の性別を男性と限定するのか？P4で男性も配偶者からDV被害者を受けていると認めているのに、暴力を振るものは男性ばかりという偏見や差別のバイアスに凝り固まっている。	P22	P13「加害者を生まないための対策」では、男女共同参画センターで行っている女性のための総合相談、男性のための総合相談において加害者からの相談にも応じており、必要があればカウンセリングも実施しております。
18	加害者を専門に治療するカウンセラーがいる(静岡県)。今後は加害者対策にもっと加算を。	P27	加害者対策検討作業部会で検討する内容とさせていただきます。
	基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援		
	基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援		
19	【新規】DV対応部門と児童虐待部門の連携強化のためのマニュアル作成 マニュアルは作成することによりある程度満足感を得てしまえるものと考え、それよりは「非暴力トレーニングプラン」というようなものを作成し、DVや児童虐待がある家庭の支援を具体的にしていくことが丁寧な支援になるのではないかと考える。 このようなプランを作れば、DV部門でも、児童虐待部門でも、共通理解を持って行動していく必要が出ることから、研修などもおのずと積極的な意識をもって参加してもらえるのではないかと思う。また、職員が3年で異動となってしまうことなどを考えても、必ず認識するものとしてプランがあれば、人の異動があっても、現場で必要なことはカバーできるのではないかと考える。	P35	マニュアル作成の意図としては、DVがある家庭に子どもがいる場合に、どのような対応をしていく必要があるのかをまとめることにより、一定のルールの基で関係機関同士が連携を図り、迅速な対応に繋がることを期待していることにあります。 異動してしまう職員がいることから、マニュアルがあることで、一からの積み上げではなく、安心して業務に携わることが可能となります。
20	■DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れた専門的な研修の実施 とても必要な研修であると思うが、「困難事例」をどのような事例とするのかがわかりづらかった。 警察が介入し児童相談所に通報された、というような事例であっても、そのあと、どのようなかわりをしていくかが一番大切になるのだろうと思う。例えば子どもが一時保護所に入所したような場合、どのような経過を経て家庭に戻すと判断するのか？このような状況でも、リスクアセスメントとニーズアセスメントの両方が必要になると考える。 そのうえで、「非暴力トレーニングプラン」を柔軟に提供していくなどの対策が、今後の子どもの安全を考えると必須ではないかと思う。	P35	子どもの安心安全を最優先とした連携が求められていることから、児童虐待対応部門、DV対応部門とが適切な連携を図れるよう、研修の充実に努めていきます。
	基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進		

	意見の概要	ページ	県の考え方
	基本目標VI 被害者支援のための体制強化		
21	<p>【現状と課題】 女性サポートセンター並びに配偶者暴力相談支援センターで相談に対応している職員の方々への精神的ケアを充実させていくことが重要と思う。 スーパービジョンを受けることは、日々の業務での対応を振り返り次に活かしていくための機会だと思うが、それだけでは精神的ケアにはならないのではないかと 思う。 DVの被害といっても、いろいろなケースがあり、相談員の方々が二次被害を起こさないように対応していても、二次被害は起こるものだと思う。なぜなら、相談したその人が感じるからだから。大切なのは、「二次被害がありました」「十分な対応を受けられなかったです」「相談員の方に話しづらかったです」等々の意見が寄せられた時や、相談員同士であっても対応に違いを感じたりすることがあった時に、率直なやり取りができる職場環境があるかどうか、とても重要だと思う。 組織の性質上、立場の違いから上下の関係があつて当然だが、検討していくには対話のできる関係性が作られているかどうか肝心になると思う。日頃からのコミュニケーションを大切に、というだけではあまいなので、互いに率直に対話をしていくためのスキルを身に着けることも重要かと思う。そういう機会を持つことで、相談員同士の理解も深まるとし、対応に困った時にもすぐに相談することができる。誰かに相談できるということは一人で抱えこまないで済むということ。つまり、問題を複雑にせずに対応できるということだと思う。 DVのケースは一様ではない。緊急時に医療現場で使われているような、「トリアージ」のような対応が必要にもなるのではないかと考える。</p>	P46	<p>二次被害についてはスーパービジョンや研修などを通し、相談を受ける側の資質向上に努めます。 相談業務に携わる職員のメンタルヘルスも非常に重要であると考えており、P48『③相談員等のための心身のセルフケア』でも記載しておりますが、一人で抱え込まずに相談しやすい体制づくり等、安心して相談業務に携われるよう、整備していきます。</p>
22	<p>①DV職務関係者研修等の充実 加害をしているほうの考え方や価値観を共通理解していくことで、被害を受けている人への理解が深まるだけではなく、加害をしているほうに対応したり話を聴いたりする場合のスキルも深まると考える。DVの「加害者」として対応されることは、加害をしているからこそ一番敏感に感じやすく、対応している人が自分を「加害者」とみていると感じると攻撃性が強まったりする場合もあると思う。そういうリスクを軽減するためにも、加害をしているほうの考え方や価値観を学んでいくことは必須だと思う。この場合も、リスクアセスメントとニーズアセスメントをしていくことが重要だと思う。</p>	P47	<p>更なる研修の充実等につなげるため、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>
	資料編		
23	<p>大学生意識等調査でDVについてアンケートを実施していますが、高校生のアンケート調査がありません。県内の高校でのアンケート調査を実施することにより、デートDVを考える機会になります。また県内の高校生の実態が分かることで、より充実したプログラムができると思います。 (同意見1件)</p>	P68	<p>高校生向けのアンケート調査実施について、生徒への影響等も考慮し、慎重に検討していきます。</p>